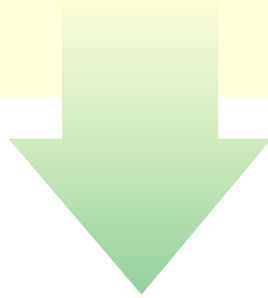


事業者である会員は、この災防規程をよく理解し、各条項に定める労働災害防止のための措置を講ずるとともに、作業者に対してこの災防規程の定めに従い作業を行うよう指示・指導しなければなりません。



林業・木材製造業労働災害防止規程の主な条項

安全衛生管理体制 (第2章) リスクアセスメントの実施 過重労働による健康障害の防止	造林作業 (第8章) 服装 (蜂刺され防止対策等) 植え付け作業、下刈り作業
安全衛生教育 (第3章) 安全衛生教育の実施	チェーンソー取り扱い作業 (第9章) 防護衣の備え付け 操作時間、作業方法、健康管理
伐木造材作業 (第4章) 服装 (蜂刺され防止対策等) かかり木の処理 伐木作業、造材作業	刈払機取り扱い作業 (第10章) 操作時間、刈払機の取り扱い
伐木造材機械による作業 (第5章) 機械の走行等 伐倒作業、造材作業	単軌条運搬機の取り扱い (第11章) 運搬機の設置 運搬機の使用
林業架線作業 (第6章) ワイヤロープ、クリップの使用 集材作業 タワーヤードによる作業 スイングヤードによる作業	林業の作業現場における緊急連絡体制 (第12章) 携帯電話等通信機器の使用
林内作業車による集材作業 (第7章) 作業車の運行 作業車による作業	木材加工作業 (第13章) 安全装置 積みおろし及び運搬作業
	フォークリフト作業 (第14章) フォークリフトの運転 丸太の荷役